

## 令和5年9月定例会 代表質問 青木恒子議員

※代表質問・一般質問の会議録より抜粋し掲載しております。（各議員からの「質問」（問）に該当する部分を黄色マーキングしております。）

### 「学校再編について」

○青木恒子 日本共産党を代表しまして、青木恒子、発言したいと思います。

今教育をめぐる情勢は、子供にとってもとても厳しいと感じています。子供たちが学校を息苦しいと感じている、居心地のいい場所とは思っていないという現状があります。小学生の不登校が9年連続で増え、10年前と比較すると小学生は3.6倍、中学生は1.7倍に増え、中学生は20人に1人が不登校になっています。昨年度24万人、高校生は11万8,000人、過去最高になっています。本当は学校に行きたくないなどの隠れ不登校は、5人に1人に上るというふうに推測されています。奈良県では3,696人です。子供の個人の尊厳を尊重する教育、子供の声に丁寧に応える教育こそが子供たちは豊かに育ちます。そのためには、一人一人に目が届く教育条件と子供の状態に応じて教育が進められる自主性が欠かせません。多くの市民は、幼児教育から大学教育まで誰もがお金を気にせずに教育を受けられることになることを願っています。ところが、歴代の自公政権は、世界最低の水準の教育予算を放置する一方で過度の競争と管理教育を持ち込む最悪の教育政策を続けています。日本共産党は、教育予算をOECD平均に引き上げ、教育費負担半減、教育条件の整備、過度な競争と管理をなくして子供も保護者も教職員も生き生きとする学校の政策を実現したいと思います。

自公政権は、教育予算削減のために学校統廃合の推進を打ち出し、各地で一方向的な統廃合が強行されています。統廃合は、地域の教育の衰退、子供の長時間通学、急な災害時の安全面に不安など、そういう問題を抱えています。統廃合の理由とされる小規模校では教育がうまくいかないという適正規模論は、何の道理もありません。小規模な学校は、子供一人一人に目が行き届くなど優れた面があるとともに、地域の維持と発展にとってかけがえのない役割があります。日本共産党は、子供の教育を後退させ、地域の存続を危うくする一方向的な統廃合に反対するとともに、小規模校を地域に残して充実させ、地域づくりを進める取組を支援していきたいというふうに思います。

大項目の学校再編に関わることについて質問します。

香芝市全域に関わる学校再編の計画問題が市民を不安に陥らせているのが現状です。不安の要因は3つあると考えます。6月議会でも私が質問しましたが、この市民の不安の大きな原因

の一つはPTA、自治会、地域住民に何の相談もなく決められた学校再編計画です。2つ目は、この計画が今年の7月から非公開で行われ、議長、議員、3人を含め、市の幹部の入った香芝市公有財産有効活用検討会議で具体的に、しかも非公開で決められてきたということです。3つ目が、教育にとって学校統廃合問題は重要課題になるにもかかわらず、教育委員会でたった13分の秘密会での審議だけで議事録もないという前代未聞の状態であるということです。市民の財産でもある学校問題をこのように扱っていき、この計画を遂行してくということには、反対の声が上がるのは当然であります。

この学校統廃合問題がいつから検討されてきたのか調査してきました。教育に関わることで、第5次香芝市総合計画に記載されている香芝市教育大綱2期、つい最近令和5年5月にされました。このことについてお尋ねします。

この第5次香芝市総合計画は、職員の皆さんの研究分析や市民のアンケートに基づいて練り上げられてきたきめ細かな計画であることが私自身よく理解できました。その計画の中に教育大綱が書かれています。

市長にお尋ねします。

教育委員会とご一緒に作成された教育大綱の趣旨を教えてください。

以上、壇上からの質問を終わります。

**○市長** 現行の教育大綱にあった「「学びあい」・「育ちあい」・「響きあう」夢を育む街かしば」を引き継いだ中で、家庭、学校、地域、行政が連携して幼児から高齢者までいつでもどこでも誰でも楽しく学べる教育環境の充実を、また多様化する働き方や子育てニーズの変化に伴い安心して子供を産み育てられるよう子育て支援の充実を図り、子供から大人まで生涯にわたり地域とともにある教育を目指していく理念の下、策定されたものでございます。

以上です。

**○青木恒子** この教育大綱は本当にすばらしいなというふうに思います。地域とともにある教育を目指していくという理念が何よりもこの統廃合の問題についても深く関わってくるのではないかというふうに思っています。

教育長にもお尋ねします。

この教育大綱の見解についてお聞かせください。

そしてまた、この教育大綱は教育委員会会議で審議はされてきたのでしょうか、よろしくお願います。

**○教育長** 失礼いたします。教育大綱については、市長の思いを受けて香芝の教育をよくしていきたいというふうに思っております。そして、子供たちにとって何がよいかを考えていきたいと考えております。

それから、2つ目、教育委員会で考えてまいりました。

以上です。

○青木恒子 そしたら、この審議をされてきたということで、その部分については議事録は残されているのでしょうか。

○教育部長 ただいま教育長のご答弁の中に教育委員会というご答弁ございましたが、審議のほうは総合教育会議でしております。教育大綱自体は市長のほうの職務になりますので、そちらのほうで審議されております。

以上でございます。

○青木恒子 まず、この教育大綱については、ちょっと改正もされたということで、教育長と市長が一緒になってつくっていくというふうな形になってるというふうに思います。そういう意味で大きな香芝の目標になるわけですから、これが教育委員会議でされてるかどうかというのは重要な問題だと思うのですが、いかがでしょうか。

○教育部長 教育大綱の策定につきましては、地方公共団体の長の事務と地教行法のほうに明記されております。これに基づいて市長のほうで作成するというようになっておりますので、もちろん総合教育会議の中で教育委員さんがご発言はされております。

以上でございます。

○青木恒子 この内容につきましては、平成 26 年に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に基づいて先ほど言ったようなことをしなければならないというふうになっていきますので、そのとこ、再度確認のほうをよろしくお願ひしたいと思います。

○教育部長 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第1条の3のほうに市長の業務であると、「地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第一項の総合教育会議において協議するものとする。」と、このように明記されております。このことから、総合教育会議に諮って審議されると、このように考えております。

以上でございます。

○青木恒子 この問題につきましては、教育大綱は市長と教育委員会で香芝市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な大綱として作成されたものというふうに書かれています、大綱の中にね。そういう意味において、先ほど言った地方教育行政の組織及び運営は一部変更されているということについて、これ、今後認識をしていただきたいというふうに思います。

それでは、次の質問に入ります。

○青木恒子 それでは、教育長にお尋ねします。

4か月前のことですが、3月議会で統廃合の基本方針が議決されました、残念ながら。この全市的な問題がこの教育大綱に記載されていないというのはどういうことなのか理由を教えて

ください。

**○教育長** このことについては教育大綱にも記載されています。安心して学べる学校の環境整備という形で記載しております。

以上です。

**○青木恒子** 環境整備ということではすごく具体的なイメージが市民には湧き起こらないと、そういうふうに思います。

それと、もう一つじゃあお尋ねします。

全市的な問題になってきます、学校再編の問題についてはね。そういうことが香芝の教育はどうあるべきやっていうところに書かれていないというのはいかなるものかというふうに思うわけでありますが、この大綱の中には、地域、文化、歴史の拠点である学校は住民にとってもとても大きな課題であります。実は私、この間、鎌田小学校の夏祭り、それとアシビハイツの夏祭りにも参加させていただきました。ちょうどそこに行ったときに舞台の上で小学校の先生がギターを弾いて歌を歌ってました。すごく市民の人たくさん、地域の方が来られてて、そして子供たちを先生たちが呼ばれて、そしてそのステージの上で一緒になって校歌を歌ってました。すごく感動的な場面を見たなというふうに思っています。そういう意味におきまして、ここの地域には学校そして地域、文化、歴史、このことがすごく大事にされているということを実感したわけであります。また、アシビハイツの夏祭りは、西中学校の吹奏楽の中学生が本当にすてきな演奏をして市民の方を歓迎されていました。本当にほほ笑ましい、教育、学校というのは地域の拠点だということを実感したわけでありますが、そういうふうな問題について、今この安易な計画では地域が混乱することもあり、この統廃合の問題ですが、全国的にも個別計画を実施できているのはたった4%であります。先ほども言いましたように学校には、コミュニティーの拠点でありますから、課題がたくさんあるわけです。そこで、安易に計画は立てられないというのがほかの地域の実態であります。そして、あらゆる手だて、市民の要求をつかんで基本計画を作成しなければならないというふうに思うわけですが、学校再編のこの基本方針について最も身近な機関に説明や審議、そういうことをしてきたのかどうかについてお答え願いたいと思います。

**○教育部長** 今回の基本方針のことだと思いますけども、これにつきましては教育委員会としての方針、考え方を示すものでございまして、他の今おっしゃったようないろんな機関との審議は行っておりません。

以上でございます。

**○青木恒子** 学校にとって身近なところといえばPTAの協議会、そして教師、そして校長、学校運営協議会、自治会連合会と本当に学校はたくさんの方に支えられながらやってる地

域だというふうに思うわけですが、それを大きく変えるようなこの基本方針に何でそういうふうな相談そして審議をしてこなかったか、その理由を教えてください。

○**教育部長** 先ほども申しましたけども、今現在の教育委員会の考え方をお示したというものでございまして、まだ考えをお示しするに当たっては審議の必要はないと考えております。

以上でございます。

○**青木恒子** 学校は教育委員会のものではありません。学校は地域のコミュニティーの宝であります。地域の声を生かして基本方針を練るといのは当たり前のことではないでしょうか、そのことについての見解を教えてください。

○**教育部長** 今後そういった部分については、今9月議会に上程させていただいてる附属機関の設置条例が可決いただけましたら、そういった場で審議することになると考えております。

以上です。

○**青木恒子** このことも6月議会でも言わせていただきましたが、本来なら有識者も入れて、そして地域の方も入れて、いろんな団体も入れて検討していく、じゃあこういう基本方針でいきましょうというのが順番であります。何の相談もなく基本方針を教育委員会が出して、市民が混乱して、そして今度は検討会議を持つというのは順序が逆じゃないでしょうか。

○**教育部長** まずは教育委員会の考え方また方向性をお示したものでございまして、それを今回客観的に検討していただく場を持つことを考えていることとございまして、特に順番が逆と、そういう考えは持っておりません。

以上でございます。

○**青木恒子** 考えではなくて、これ、文科省のほうからの通達であります、地域の声を聞いてそういうふうな検討をして、地域をないがしろにはいけないという方針があるわけでありまして。それを抜きに教育委員会はこう決めたぞと、さあ、皆さんどうですかと、市民は何や何やと混乱する、そしてじゃあ検討会議をつくる、これを逆と言わずに何と言うんでしょうか。

○**教育部長** 何を検討するにしましても、まずは考えをお示して、そのことについて検討していただく、これが本筋だと思っております。

以上です。

○**青木恒子** 地方行政にしましては、何をするかというよりか、市民にはどういう要望があるんだと、この地域はどういうことになってるんだと、そういうことを酌む中で計画は立てていくのではないですか。

○**教育部長** 先ほども申しますように、方針をお示して検討委員会の中で検討していただく、その中でいろいろな意見を聞くとか必要があるものについてはそこでまた考えていただくこと、ご審議いただくことだと考えております。

以上です。

○青木恒子 答えありきで市民に示し、そして後から要望を聞いていくというのは、どう考えても納得いく筋道ではないというふうに考えています。

それでは、次の質問に行かせていただきます。

企画政策部長にお尋ねします。

その前に、私のほうの通告書で一部間違いがありましたので訂正させていただきたいというふうに思います。大項目、質問のところに平成 25 年って書いてる香芝市公有財産の次のところに有効というのが抜けていますので、有効検討委員会ということでよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、第 5 次香芝市総合計画についてお尋ねします。

この第 5 次総合計画の目的とプロセスをどのようにしてつくられてきたのか企画の政策部長にお答えをお願いします。

○企画部長 第 5 次総合計画の目的、そしてそのプロセスについてお答えさせていただきます。

第 5 次総合計画につきましては、平成 23 年度に第 4 次香芝市総合計画を策定いたしまして、「笑顔と元気！！住むならかしば」の実現を目指してまいりました。その後、人口減少また少子・高齢化社会の到来、環境問題の深刻化、大規模災害や感染症による被害発生など本市を取り巻く環境は大きく変化している中、よりよいまちづくりを行い、前進をさせていくためにビジョンを明確に示して計画するものとして、令和 3 年に令和 14 年度を目標年度とする第 5 次香芝市総合計画を策定させていただいたところでございます。

策定のプロセスでございますけれども、20 代から 40 代の若手職員の参画による検討チームを立ち上げて検討を重ねるとともに、16 歳以上の市民の方やまた中学生に特化したアンケートなどを実施いたしまして、さらには都市経営市民会議の開催など、市民の皆様にも参画していただいて策定をさせていただいたようなところでございます。

以上です。

○青木恒子 それでは、お聞きします。

この計画、私も細かく見させていただきましたが、とてもすばらしいものだなというふうに思います。香芝市をどうしていくのかっていうのは絶えずこの計画に立ち返るということでしょうか。

○企画部長 全ての事業がこの総合計画に位置づけられているかどうかということは常に意識をして事業を進めております。

以上です。

○青木恒子 何よりも作成されてきたことが、市の若い職員も含めて、そしてチームをつくり、

そして地域の中学生や市民にもアンケートを取り、市民の声も取り上げてつくってきたという、そういうすばらしいものだというふうに思っています。そういう意味におきまして、この理念の中には、私がすごくいいなと思ったところには、「子どもから大人まで生涯にわたって「学びあい」・「育ちあい」・「響きあう」、地域とともにある教育を目指します。」、地域のこういうふうなことを目指しますと、響き合う地域ですよ、それなのにもかかわらず地域の声を聞かないでこの学校再編の基本方針を立てたということには、とても理念から外れるのではないかというふうに思いました。

そして、学校教育の充実、施策というところにつきましては、教育環境の整備のところですけれども、それは長寿命化計画による老朽化施設の整備とありますが、廃校とはなっていないんです。このことを読まれて基本方針をつくられたかどうか部長の答えをお聞きしたいと思います。

**○教育部長** 計画のほうで、今議員おっしゃったのは安心して学べる教育環境の整備のところだと思います。そこの実施する主な事業の中で「子どもの人数の推移に合わせて計画的に施設の再編や整備を進めるとともにICTを活用し」というようなことで、きちんと計画には明記されてると考えております。

以上です。

**○青木恒子** この前期計画は令和3年から6年までになってるわけですが、そういう具体的なことは載っていないというのはどう思われますか。

**○教育部長** これは大きな計画だと思います。具体的なことは個々に設定して、設定っていうか、計画していくものだと考えております。

以上です。

**○青木恒子** 例えばこのところでは効率的、効果的に改修していくと、人数が減少した場合は余裕教室の有効活用それから給食施設の効率的運用と、人数が減ったからじゃあこうしているということは一切書いていないわけです。一切書いていない内容について、いつもここ立ち返るわけですよ、市の行政としてはここに立ち返りながら計画を立てていくわけですよ、それがないにもかかわらずどこから基本方針が出たんですか。

**○教育部長** 効率的、効果的に考えていくという中での判断でございます。

以上です。

**○青木恒子** この計画ということは、いつも立ち返る問題にもかかわらず、統廃合、学校再編、一切その文言が出ていないということでもあります。これが事実であります。適正規模云々ということではありません。そして、この学校再編の問題は香芝市全域に関わる問題だというふうに思っています。

それでは、次に質問します。

企画部長にお尋ねします。

第5次香芝総合計画、令和3年から5年、学校教育に係ることについてはどう書かれているか教えてください。

**○企画部長** 前期基本計画におきましては、政策1「未来を創造する子どもたちのために。」、また施策4、学校教育の充実として、現状と課題を拾い上げ、全ての児童・生徒が安全に安心して主体的それから対話的で深い学びができる環境が整っていることを目指す姿と定めておりまして、学びの推進・支援や安心して学べる教育環境の整備の施策を主な取組として計画いたしているところでございます。

以上です。

**○青木恒子** 安心して学べる環境ということでございますね。そういう意味でいえば、この統廃合の基本方針はすごく通学距離も長くなると、不安を抱える要素がたくさんあるわけですが、どこが安心して集えるというところに依拠してこの方針が出たのでしょうか。

**○教育部長** 通学の部分だけを捉えて今おっしゃってます。その部分についてはまた課題としてまた今後の検討委員会で検討していくことになると思いますが、相対的に安心して学べる、施設の老朽化等、また子供たちが環境のよい施設で学習できる環境を整える、こういった部分を総合的に判断するものだと考えております。

以上です。

**○青木恒子** 言葉ではそう言えるけど、具体的なこととえらい相反するんですよ。この教育大綱にも書いていない、そして背骨とする都市計画の中にも書かれていない、それが急遽現れてきたということに私はとても見て驚いたわけです。どこかにそういう項目があるのかなと探したわけです。しかも、後でまた個別計画のことについてはお尋ねしたいと思います。そういう大事な計画に寄り添った計画ではないということだけここで明らかにしたいというふうに思います。

それでは、次にお尋ねします。

例えばこの第5次の総合計画っていうのは、大きく立てて、各所管がこれに沿って頑張っていく、香芝市をつくっていくということだというふうに思いました。教育委員会とか教育部はこの学校教育に係る個別計画を立てていくということで理解して、それでよろしいでしょうか、企画部長にお尋ねします。

**○企画部長** 総合計画を立てる際にも各所管のこの課題の意識ですとか目指す姿といったようなことを共有いたしておりますので、それに基づいて計画的に事業が進められているというふうな判断をいたしております。



以上です。

○青木恒子 それでは今度、総務部長にお尋ねします。

香芝市の公共施設等総合管理計画っていうのが、また立派なものできてまして、これも読んでてなるほどと思うところがたくさんあったわけでありましたが、何を目的にこれつくられたかということについて、そしてまたその基本になっていることについてもまた後ほど教えていただきたいと思います。何を目的にというところでお願いします。

○総務部長 答えいたします。

平成 26 年 4 月に地方公共団体の財政負担の軽減や平準化が図られるように保有する公共施設等の更新、統廃合、長寿命化等を計画的に行う公共施設等総合管理計画の策定が総務省のほうから示されました。これを受けまして、中・長期的な視点による計画的かつ戦略的な公共施設のマネジメントの在り方をまとめた香芝市公共施設等総合管理計画を平成 28 年 11 月に総論として策定し、令和 4 年 3 月に一部改定したところでございます。

以上です。

○青木恒子 ありがとうございます。全体的にはそういう中で、すごく膨大な量なんですけれども、管財のほうでこれつくられた、中心になったというふうにお聞きしています。

そして、その基本になってる長寿命化計画についてお聞かせください。

○総務部長 答えします。

建物の維持管理につきましては、対症療法的な事後保全による管理ではなく計画的な予防保全を実施し長寿命化を図りたいと、このように書いておられます。長寿命化の実施方針につきましては、構造躯体の耐用年数の中間年におきまして機能向上のための大規模改修を行い、原則 20 年ごとに各部位の機能回復修繕を実施いたします。構造躯体の状況につきましては、個別施設の施工状況や修繕等の維持管理状況等によって大きく異なるために調査により個別施設の長寿命化の可否を判定することにはなりますが、理想的には目標使用年数を鉄筋コンクリート造は 80 年、重量鉄骨造は 60 年と規定しております。

以上です。

○青木恒子 建物をできるだけ丁寧に保全しながら使っていくというこれは計画だということで納得できました。

既に学校は全て耐震化工事が行われています。そして、目標使用年数を超えている学校はないというふうに思っているわけでありまして。私自身がちょっと調べましたところ、香芝市の公共施設の市民の 1 人当たりの面積ですが、香芝市 1 人当たりの公共施設の面積は 2.3 平米です。そして、全国平均が 3.42 平米です。1 平米以上少ないというのが香芝の市民の実態であります。そういうことも考えたら、なぜこのときに統廃合なのかということも理屈に合わないので

はないかというふうに考えているところでもあります。そして、この文章の中ですごくいいなと思ったところは、児童・生徒が減ってきた場合には学級数も減ってくると、そしてその施設、残った空き教室をどう利用するんかということにつきましては子育て支援、高齢者福祉、地域活動支援、地域における生涯学習やコミュニティーの拠点にする、そうすることによって若い世代が移り住む、子育てしやすい町になると、そういうことが書かれています。これは当然であります。このことも統廃合との理念とは違ってくる、そういうふうに思うわけですが、そのことについて、これは上位計画ですから、そのことについて教育長は今回の基本方針とどう連動するのかいうことを教えてほしいんですが。

○**教育長** 失礼いたします。統廃合の基本方針につきましては、十分検討の上、子供たちのためにということを考えておりますので、間違っていないと思っております。

○**青木恒子** 質問のことに答えられていないと思うので再度お答えをお願いします。

この計画の中に子育て支援、高齢者福祉、地域活動支援、生涯学習や、そういう意味では学校はコミュニティーの拠点になると、それをすることによって若い世代が移り住む、子育てしやすい町になると、そういうことが書かれてあるわけですけれども、そうすることは学校をなくしていくことと相反するのではないかと思うのですが、見解を教えてください。

○**教育部長** すいません。そもそもこの見直しの前の、今回計画を、個別計画ですね、これを見直しするために再編の方針を考えたわけですけれども、既に元の計画を作成する前から子育て支援、そういった部分については検討が必要だということは過去の会議の中でも教育委員さんからお示しされております。今回方針を示した中で、今後検討の場を設けた中でそういった部分も検討していくと、そういうことになるかと考えております。

以上です。

○**青木恒子** 今お話ししているのは、これは上位規定の話をしているわけですが、一番大事にしている規定なんです、その規定と相反するのではないかという質問をしているんですけど。

○**教育部長** 決して相反してるとは思いません。そういったことについても検討するというところをご答弁させていただいたつもりでございます。

以上です。

○**青木恒子** 答えになっていないというふうに思います。学校は地域の拠点であると、地域の拠点であるから地域の人の理解を得ながら、そしてどういう町にしていくんだと、そういうことが大事だということを書かれているわけですが、基本方針は教育委員会が決めて出したというふうにおっしゃってますけれども、地域の声が生かされていないということは確実であります。だから、そういう部分でも反しますし、地域のこのコミュニティーの拠点っていうところを、学校ってすごく大事なんだぞっていうことを言ってるのに学校をいずれ廃校にして

いくという案は相反するのではないのでしょうか。

**○教育部長** 一番最初に申し上げましたように、今回基本方針は教育委員会の考え方をお示しして今後様々なことを検討していくと、ただ子供たちの環境を整える上で、学校の施設の集約とか、そういったこともある一定考えていかないとやはり環境整備というのはできていかないと考えております。

以上です。

**○青木恒子** じゃあ、そしたら次に進んでいきます、時間がないので。

この香芝市の公共施設の総合計画に沿ったこの個別計画というのを立てていってると思うんですけども、その計画の進捗の管理についてはどうなっていますか、総務部長、お願いします。

**○総務部長** お答えいたします。

個別計画の進捗の管理につきましては基本的に個別計画を作成いたしました所管のほうで確認いただくということにしておりますが、総論であります総合管理計画におきましては計画期間 40 年を 4 期に分割しまして、10 年間で周期に精度向上のための見直しを図るということにしております。ただし、PDCAサイクルの期間は 10 年ではなく 5 年として、早期の検証により適切な計画の改善に取り組んでまいるというふうに規定しております。

以上です。

**○青木恒子** そういうふうな形で個別計画を立てていくということでしたので、私自身も総務省に提出してるのは、個別計画を出しているということだったので、探しても見つかりませんでした。ところが、ホームページから、この香芝市教育委員会の香芝市学校施設長寿命化計画（個別施設計画）というのが出てるわけですが、ホームページには入っていません。その理由について教えてください。

**○教育部長** 現在見直しを進めるという途中の状態になりましたので、一旦削除をさせていただきました。ただ、確かに今現状の見直しが完了してないのでその個別計画は掲載しておくほうがいいということで、改めて注釈文をつけてまた掲載させていただいております。

以上でございます。

**○青木恒子** この個別計画は 5 年ごとに計画を見直すというふうになってるんですよ。この個別計画の中にも統廃合は書いていないんですよ。書いていないにもかかわらず令和 2 年 3 月、2020 年に出してるわけです。次に、5 年ごとの計画ということでいけば、2025 年に見直すということなんですよ。勝手にこういう計画を見直すというようなことを出してもいいんですか。

**○教育部長** 個別計画の中にも、すいません、適正規模、適正配置と連動した学校施設整備の推進をしていくと、将来的には隣接校との集約化や小中一貫教育など学校規模や教育環境の適正化に向けた検討を優先的に進めると、そのようになっておると理解しております。

以上です。

○青木恒子 これは、個別計画ですから、担当所管がすごく責任重大なんですよ。それを適正規模とかという一言だけで統廃合の問題は片づけられる計画ではないということをお伝えしたいというふうに思います。

それでは、次に行きます。

企画部長にお尋ねします。

平成 25 年、管財課の香芝市公有財産検討委員会が既に存在してるにもかかわらず、なぜ法的根拠のない香芝市公有財産有効活用検討会議に議員 3 名を入れて設置したのか、今まで積み上げてきた委員会でよかったのではないかと思うんですが、理由をお聞かせください。

○企画部長 まず、令和 4 年 6 月議会におきまして、公共施設、公有財産の管理等の今後の在り方や活用について長く検討されていなかったといったような指摘がございました。行政の縦割りの弊害を排除し、部局横断的に検討する場が必要であると判断いたしまして設置したものでございます。既存の組織でございます公有財産活用検討委員会は、組織内部において所管から提案された案件を実務的な視点で審議する場でございます。一方で、公有財産全般について忌憚なく様々な意見を出し合い、また議員が参加されることでより多角的な視点で意見交換ができるような場として位置づけたものでございまして、両者の役割分担はできているというふうに判断いたしております。

以上です。

○青木恒子 本当に全くよく似た名前の委員会があるというのに驚いたわけでありましたが、執行機関はやっぱり合理的な効率性の組織が必要であります。同じような名前の委員会は必要ではないというふうに思います。そして、管財課の会議は本当に頻繁に行われています。調べましたら 153 件の案件を随時議論していると、そういうふうな中でありますから、例えばこれは議会で話したらいいんじゃないですか、忌憚ない意見の交流というのは議会ですべきだというふうに私は考えております。

じゃあ、次に行きます。

そういう意味では、3月にこの香芝市の総合計画、そして 40 年間を見通した公共施設などの総合計画の中で、市民のアンケートも取り入れてる計画はすごく素晴らしいものと思います。まさに市の職員と市民の声を生かしたものです。改めて読んで、これに立ち返りながら住みよい香芝にしていきたいと思ったところです。香芝市民と市の職員のこれは財産だというふうに思います。ところが、3月議会に急に浮上した学校再編計画、幼・保再編計画など、いつも立ち返らなければならない上位規則、香芝の基本計画や公共施設の総合計画にもないものが急に浮上してきたわけでありまして。そして、昨年 7 月から非公開で議員 3 名を入れて香芝市公有財

産有効活用検討会議ができて、意見の交流どころか3月議会で提案された学校再編の計画そのものが出てきたわけであります。市民の皆さんからは、香芝市公有財産有効活用検討会議は非公開で行い、ほかの議員にも知らせず、議会の形骸化、市民不在と、そういう不信が広がっています。また、長期計画にも外れている、公共施設の計画からも外れている、こういう意味では手続上も問題があるし、学校再編計画は無効だというふうに考えます。

市長にお尋ねします。

要綱の中に議員を入れていることについて、二元代表制についての見解を教えてください。

○市長 幅広く意見を聞くという意味において、議員さんが入って、それで決定機関ではございませんので、そこで意見を聞くという場においては二元代表制が崩れてるということではないというふうに思います。

以上です。

○青木恒子 決定機関ではないと言いながら決定された内容がそこで決められているという不思議な状態であります。内部規律と言うのなら、構成員は行政機関だけにすべきではないでしょうか。ちょうどこの議員必携というところ、ちょっと資料を調べてみました。議員は常に執行機関と一步離れなければならない、離れずに密着するのなら議会、執行機関の二元的な仕組みが無用であり有害であると議員必携にも書かれています。執行機関を公正に眺め、厳正に批判し、行政執行上の重要事項について適正で公平妥当な結論を見いだして、これを決定するのが議事機関であると。執行機関に近づき過ぎて1つになってしまっただけでは、批判も監視も適正な政策判断もできないのは当然です。議会の存在理由がなくなってしまうと。議会は、住民を代表して重要な事件を審議し決定し、行政を批判し監視する機関です。しかも、この検討会議では全市民に関わる学校再編の具体的な基本方針まで決めていることに市民は大きな疑問を持っているわけです。このことを考えるならば、検討会議の委員長が議会の代表である川田議長になってること自体、最も二元制を否定したものであると考えます。

次に移ります。

個別計画策定とありますが、これは聞きました。そしたら、教育長にお尋ねします。

いつも立ち返るべき第5次香芝市総合計画に統廃合が書かれていません。急にこれが出てきたわけです。そして、教育委員会にも、私も傍聴に行きましたが、13分間の秘密会で行われたこと、市民の開示請求で明らかになりました。学校再編の問題は香芝市全域に関わる大きな問題にもかかわらず、13分の審議はあり得ないのではないのでしょうか。しかも、ここに至るまでの学校再編の審議内容の議事録がないのにも驚きです。この手続上の問題、教育委員会会議に対する市民の不安が広がっているところです。このことについて教育委員会としての責任をどう考えておられるか教えてください。

○教育長 失礼いたします。今 13 分の教育委員会議ということでありましたけども、時間ではなく、これに対して精いっぱい教育委員さんの意見お聞きしながら検討してまいりました。

以上でございます。

○青木恒子 開示請求した教育委員会の審議の内容、市民の声というのは全く生かされていないという、そういう内容であります。時間の問題というよりか、それこそ中身の問題でありますから、議事録がないというのは残念で仕方がありません。

### 「生活保護問題」

○青木恒子 次、大項目の生活保護についてお尋ねします。

香芝市、奈良県、国の保護率について教えてください。

○福祉部長 令和4年度末の香芝市の保護率は5.34パーミル、奈良県の保護率は13.9パーミルでございます。国の保護率でございますが、こちらは令和5年1月時点の数値でございますが、16.2パーミルでございます。

以上でございます。

○青木恒子 今物価高騰でコロナ感染拡大が今も続いていると、そして貧困の格差がすごく広がっているという、この生活保護については本当に最後の命のセーフティーネットということですごく大事と考えているわけではありますが、奈良県の平均の県で保護率は38%です。そして、国からいけば33%、ほぼ3分の1に近い保護率の低さが香芝の状態であります。そういう意味におきまして、何か要因があるのではないかと、そういうことを考えているところであります。

あと、貧困化の女性の問題は、65歳以上の単身女性が400万と、その半数が貧困状態であるということでもあります。年金が少ないからです。そして、年金受給月額が10万円以下が40%、大多数が、女性が本当に苦しんでるというのが今の現状であります。

香芝市の保護人数、世帯数を教えてください。

○福祉部長 令和4年度末の保護世帯数は312世帯、人数は420人でございます。

以上でございます。

○青木恒子 そしたら、そのうち高齢者世帯というのはどのくらいおられますか。

○福祉部長 保護世帯数312世帯中180世帯でございます。

以上でございます。

○青木恒子 ということでいえば、57.7%と高齢者の利用者の方が多いということになるというふうに思います。年金が下がってきてるというふうに、苦しい生活をされてる方が多いというふうに、利用者の中では3食を1食にするとか食事も減らすというすごく大変な状況で過

されている方が増えています。

そして、市全体の住民非課税世帯はどれくらいおられますか。

○福祉部長 現在行っております電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金、こちらの対象が令和5年6月1日時点での住民税非課税世帯であることから、その数で申し上げますと3万2,698世帯の約16.3%に当たります5,321世帯となっております。

以上でございます。

○青木恒子 こういうふうな形でいえば、16.3%が非課税世帯、生活保護基準の1.2倍の方だと大体いうふうに言われてるので、たくさんの方がやっぱり貧困になっておられるということが分かるわけでありまして。こういうときにこそ公共施設の利用料を値上げするなんてとんでもないということを私は実感してるところです。

じゃあ、ケースワーカーの配置について、基準はどんなふうにあるか教えてください。

○福祉部長 社会福祉法では、市の設置する福祉事務所にあっては、被保護世帯の数が240以下であるときは3とし、被保護世帯数が80を増すごとに1加えた数とさせていただきます。

以上でございます。

○青木恒子 じゃあ、生活支援課に配置されているケースワーカーは何人で、1人当たり何世帯担当していますか。

○福祉部長 令和4年度は、ケースワーカーが4名在籍しており、1人当たり78世帯を担当してございます。令和5年6月末時点では、被保護世帯数は323世帯となっております。

以上でございます。

○青木恒子 420名の利用者がおられると、そして大体80名をめどにということであれば4名のケースワーカーでは1名足りないというふうな形になると思いますので、またその補充なんかも含めましてまた検討のほうよろしくお願ひしたいというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

○福祉部長 配置基準を下回る状況につきましては、今後の状況を見つつまた人事のほうとも協議してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○青木恒子 どうかまたよろしくお願ひしたいというふうに思います。

そしたら、次が、今こんなふうコロナもあるし、仕事も失うし、社会全体がすごく困難を抱えてる状態なんですけれども、精神疾患を持たれる方が周りでも増えてきているというふうに思うのですが、生活保護を利用されてる方の中で人数把握されていますでしょうか。

○福祉部長 生活保護は他法優先でありますことから、精神疾患により継続して通院を行う方には社会福祉課のほう窓口でございます自立支援医療制度を利用いただいております。その

利用者数で申し上げますと、56 人の方が利用されております。

以上でございます。

○青木恒子 今そういうふうな形で精神疾患が理由として働けないっていうことも増えてはきていると思うんですが、現在生活支援課には精神保健福祉士は配置してないんでしょうか。精神疾患の患者には人との接触がすごく負担となる方もおられます。また、保護利用者でも担当ケースワーカーと話すことも不安だというのを聞きますが、そのあたりの精神福祉士をぜひ置いてほしいと思うのですが、いかがでしょうか。

○福祉部長 現在、精神保健福祉士は社会福祉課のほうに配置してございます。生活保護に限らず福祉事務所の各窓口寄せられる相談の原因に精神疾患がある例が多いことから、福祉事務所内におきましては各課が連携し、支援を行っている状況でございます。

以上でございます。

○青木恒子 精神疾患の方からも相談の電話を受けたりとか、いろいろしてるわけですが、例えば本当にすごく不安定な状況の方を対応するときにはやはりその専門家が必要になってくるというふうに思います。そして、精神疾患の方はその窓口にも行けないと、そしてちょっと勘違いされてるのかもしれないけれども、ケースワーカーの方の顔を見るだけで座り込んでしまうという、そういう状況もお聞きしてるところでありますので、ぜひとも専門家の配置のほうよろしくお願ひしたいというふうに思います。

それでは、市長にお尋ねします。

先ほども質問があったようですが、生活保護の申請における議員の同行についてです。これは、ご本人のプライバシーの保護の観点から配慮が必要なのであって、本人が同行を望めば同行、同席を拒む理由がないというのが厚労省の回答です。うまく話せない相談者を議員が補助、申請時に必要な書類の用意を代行する、審査に加わるわけではありません。不安な方に寄り添うという活動であります。そういう申請者の意思決定によって行われるものについて、このことについて市長の見解をお尋ねします。

○市長 先ほどもあったかと思いますが、青木議員もおっしゃるように、その申請権の侵害ということ、これは絶対あってはならないというふうには思っております。ただ、やはり同時に個人情報保護の観点、これも私たちはしっかり守っていかなければならないというふうには考えております。先ほども話がありましたが、そのご本人がいいよ、いいよと言ったところで、そのほかの家族構成、いろんな内容が出てくるおそれがあると、そういったときにより踏み込んだ審議になっていたときに第三者の情報が漏れてしまうという、そういう疑念があるというのが先ほどの話にもあったかと思いますが、ただ、何度もお話しさせてもらって申し訳ないですが、申請権の侵害、これはあってはならないというふうな考え、これは絶対です。



以上です。

○青木恒子 そのことは当然であります。そして、申請の同行というのは、そこで審査事項はしません。審査事項とそこの相談内容とは別物であります。そういうことについて、やっぱりこれ、全国でも奈良県でも、議員同行はならないっていうのは香芝市だけなんです。これはおかしいんじゃないかっていうことが今話題になっています。ぜひともその厚労省の見解、それこそ上位規定ですので、そのことを大事にしていきたいと、そういうことを思います。よろしくお願ひしたいとします。

それでは、窓口に来られる方について、母子世帯の方も多と思うのですが、どういふ状況か教えてください。

○福祉部長 データを取っているわけではございませんので数値としての報告はできませんが、元夫からの養育費が得られない、子供が小さく働けない、または働く時間が限られ満足な収入が得られないなどのことが多いかと考えてございます。

○青木恒子 本当に独り親世帯がどんなに苦勞されてるかということは本当によく分かります。この間も子供食堂のときのボランティアしてるときに来られた方は、今1つの仕事ではやっていけないと、今もう一つの仕事を探していると、そういうふうな実態ということについては本当に苦勞をされているという、そういう実態の方が相談窓口に来られるわけですので、十分に寄り添って相談を受けられるようにしていただきたいと、そういうふうに思います。

また、窓口に来られる、さっき、高齢者世帯が多いということですが、大体そのうち特にこの単身の女性が大変だと、正規労働者で働かず非正規で働いているために年金が低いという、そういう状況の中で来られるとは思いますが、どんな状況か教えてください。

○福祉部長 同じく数値としては出ませんけれども、自身の公的給付が少ない、扶養義務者からの支援が得られない、預貯金が底をついたなどが多いと考えております。単身の女性世帯についても同様と考えております。

以上でございます。

○青木恒子 こういう状況の中で、本当にセーフティーネットの生活保護の役割は重大だというふうに考えています。香芝市に住んでる人が豊かというふうには思われませんが、さっきの非課税世帯から考えたら。そういう意味では、今全国でも水際作戦は駄目ではないかと、そういう話もあるわけですので、ぜひとも申請権の侵害をしないという窓口の研修とかも大事だというふうに思うんですけども、ケースワーカーの研修について、以前職員研修はOJTを中心、上司が教えていくというふうに聞いたわけですが、具体的にはどんな研修をされてるんですか。

○福祉部長 OJT研修とは、今議員おっしゃっていたように、日常の業務に就きなが

ら行う研修手法であると理解してございます。そのため、内容につきましては生活保護に関する業務全般についてでございます。先輩、後輩がペアで上席職員のサポートの下、相談や訪問活動を行います。また、業務について疑問や困ったことが生じた場合にもいつでも上席に相談できる体制をつくってございます。

以上でございます。

○青木恒子 ケースワーカーの方は本当に大変な仕事だなというふうに思います。そして、生活保護の内容の基準もどんどん変わっていくので本当に厚い本を勉強しなければならないという、本当にやっぱり継続してしていただかなければ積み上げができない業務というふうに思うわけですが、そういうことで特に大事にされている、市民の方にね、対応されるのにどこを大事されてるかお聞かせください。

○福祉部長 ケースワーカーの対応でございますが、生活保護業務、どの場面におきましても相談者に寄り添うこと、こちらを第一に業務に当たってございます。そういう形で業務に常々当たってるところでございます。

以上でございます。

○青木恒子 本当に明日も食べるものがないという方が来られるということで、どんだけ精神的に参っておられるかということをおもうわけであります。その窓口の中で温かい言葉をかける中で、よし、頑張ろうと、そういうふうな思いになるような相談活動をさらに今後とも続けていっていただきたいというふうに思います。

もう一つお尋ねします。

相談を行うスペースについてお伺いします。

実は、議員の議会改革のほうで高田市役所のほうに見学に行っていました。高田市役所には、スペース、相談ブースというのか、部屋になってるんですが、4つの部屋がありました。そこんところで話をすると。そういうことでいえば人権侵害に当たらないような条件整備がされているというふうに思うわけですが、私自身がお聞きしたところ、窓口で1つ、ブースみたいに話をしたら隣の声が聞こえてくると、隣の方の生活実態まで聞こえてくると、こんなことを聞かれるの嫌だなとそのことに傷ついておられる市民の方もおられるわけですが、窓口に来られたときにここでいいですか、お部屋がいいですかとかというような選択の余地というのはあるのでしょうか。

○福祉部長 今議員お話しただいてます相談室でございますけれども、生活保護専用の相談室というのは現状ございません。福祉センターには相談室が6室ございます。こちらにつきましては、福祉部、健康部で供用し、利用してございます。生活保護に限らず福祉に関する相談はプライバシーに関することが多いと考えますが、限られた施設でありますことからこちらの

ほうは有効に活用していきたいとは考えてございます。

以上でございます。

○青木恒子 ぜひともそのプライバシーっていうことで利用者の方に一声お声をかけていただきたいと、そういうことを思いますが、いかがでしょうか。

○福祉部長 ケース・バイ・ケースになるかとは思いますが、そういう必要性のあるときは心がけさせていただきたいと考えております。

以上です。

○青木恒子 よろしく申し上げます。

国への要望ということで、保護基準の引下げが 2004 年度から大幅に引き下げられて、最大 10%まで、それで大体生活保護利用者の 96%が削減に当たって、費用が削減ね、生活扶助が下がっているということで大変な状況になっています。そして、この問題でおかしいん違うかということで 1,025 人の原告が今この都道府県で裁判を起こしているという、権利として健康で文化的な最低限度の保障をとということで、いのちのとりで裁判ということで今 11 で勝ってきてるというふうなことを聞いているわけですが、ぜひともこの保護基準の引下げとか生活保護費用の全額国庫負担などについて国へ申入れしていただきたいのですが、いかがでしょうか。

○福祉部長 保護基準につきましては、国におきまして一般国民の生活水準を基に定められているものと理解しているため国のほうに要望することはございませんが、生活保護費の国負担率の見直しに関する要望につきましてはこれまでも全国市長会を通じまして行ってございます。今後も機会を捉えて要望してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○青木恒子 よろしく申し上げます。

そして、もう一つ行きます。

生活保護を申請した後、14 日を経過した時点で開始の決定がされない場合というのをよく聞いてますが、そのときにこういう理由でまだ決まってませんよっていう報告はされていますか。

○福祉部長 生活保護法第 24 条第 5 項において申請後 14 日以内に書面による通知を行うこととされておりますが、調査に日数を要する場合等には 30 日まで延ばすことができるとされており、同条第 6 項におきまして 14 日以内に通知を行えない場合その理由を書面に記せばよいとされてございます。

以上のことから、14 日を経過した時点で送らなければならない書面とはなってございません。ただし、要否判定までに要する時間についてはできる限り短縮するよう努めております。

以上でございます。

○青木恒子 ぜひともよろしくお願ひします。本当に大変な方はお米がないとか今日は小麦粉をこねて食べたんだとか、そういう実態ですので、緊急を要しますのでよろしくお願ひします。生活保護のしおりについてお願ひしたいことがあります。

住宅改修、転居とか装具、エアコンとか、いろいろなかかる費用も補助されるということを書いてるんですけども、しおりには書かれていませんが、どうでしょうか。

○福祉部長 現行のしおりにつきましては、手に取っていただく方が見やすいよう記載する情報量も抑えてございます。ご要望いただいた内容を全て記載すると情報量が多くなりかえって見にくいものになるかと考えますが、他市の例を参考にしつつ市民にとって分かりやすいしおりについて検討してまいりたいと考えております。

なお、住宅改修につきましては記載してございます。

以上でございます。

○青木恒子 ぜひとも、そのしおりを見て判断するということですので、厚労省のほうからもきちっと書くようにという通知が来ているはずですよ。そして、奈良県の生活保護行政をよくする会の提案で 15 か所の福祉事務所のしおりの改訂検討が今されているところです。10 か所の福祉事務所で既に改訂されて、チェック項目評価では香芝は 15 のうち 12 位というふうなちょっと残念な結果になっています。ぜひとも国からの通知、そういうのがあった場合はどんどん改めていく、そういうことでよろしくお願ひします。

あと、自動車保有、使用は原則認められないっていうふうには書いてますが、その後ろに認められる内容の記載ということについてどう考えておられますか。

○福祉部長 自動車でございます。自動車につきましては、通院のため保有を容認している例がございます。ただし、保有するためには主治医による交通機関を利用できないという客観的な判断や保有に係る経費を他者からの援助等で賄う必要があり、また容認された理由でのみしか利用することはできません。例えば通院を目的としたものを買物など日常の利便のために利用することはできません。

なお、その他車の保有を容認する例としましては、公共交通機関が利用できない場所、時間での通勤用として認める場合もありますが、その場合におきましても自立に向けて有益であると判断した場合のみでございます。

以上でございます。

○青木恒子 じゃあ、エアコン設置についての設置状況の把握はどうでしょうか。

○福祉部長 エアコンの設置数については把握してございませんが、平成 30 年に保護の実施要領が一部改正されまして、生活一時扶助としてエアコンの設置に係る経費が認められた時点でエアコンがなく設置を希望する世帯には設置されてございます。

以上でございます。

○青木恒子 本体6万2,000円のクーラーの設置ということも可能になってきてるし、しおりの中には125cc以下のバイクの保有ということなど具体的なことを書いていただいたら利用者は安心されて利用できるというふうに思っていますので、よろしくお願いします。

これで終わります。